

議第 1 号

山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財に指定する。

種別	名 称	員数	所有者	所有者の住所
彫刻の部	木造阿弥陀如来坐像 及び両脇侍菩薩立像	3 軀	宗教法人 平塩寺 代表役員 渡辺良仁	寒河江市大字 平塩1-1

提 案 理 由

木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍菩薩立像を山形県指定有形文化財として指定するため提案するものである。

平成28年11月24日提出

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

文 審 第 2 号
平成 28 年 11 月 4 日

山形県教育委員会

教 育 長 廣 瀬 涉 殿

山形県文化財保護審議会
会 長 伊 藤 清 郎



山形県指定有形文化財の指定について (答申)

平成 28 年 10 月 19 日付け文生第 1051 号で諮問のありましたこのことについて、当
審議会の意見は下記のとおりです。

記

第 1 号 県指定有形文化財の指定

種別	名 称	員数	所有者	所有者の住所
彫刻の部	木造阿弥陀如来坐像 及び両脇侍菩薩立像	3 軀	宗教法人 平塩寺 代表役員 渡辺良仁	寒河江市大字平塩 1-1

意 見 山形県指定有形文化財に指定することが適当である。

県指定文化財（答申）の概要

種 別	有形文化財（彫刻）		
名 称	<small>もくぞう あ み だ によらいざぞう りょうわき じ ぼさつりゅうぞう</small> 木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍菩薩立像	員 数	3 軀
所在地	寒河江市大字平塩 1 - 1		
所有者	宗教法人 平塩寺 代表役員 渡辺良仁		
特 色	<p>(形 状) 阿弥陀三尊像 (制作年代) 鎌倉時代後期から南北朝時代（14世紀前半頃） (作 者) 不明 (寸 法) 中尊 阿弥陀如来坐像 像高70.1cm 左脇侍菩薩像 像高81.4cm 右脇侍菩薩像 像高81.8cm (構 造) 木造寄木造 (特 色)</p> <p>中尊を坐像、脇侍を立像とする三尊形式であり、鎌倉時代までに多く見られる形式である。また、この三尊像は全体に落ち着いたかっちりとした表現を見せ、衣文もゆったりとしたふくらみを表しており中央の仏師の作風を示している。</p> <p>中尊像は頭部が大きくやや背を丸めて首を前に出し、肩幅が広く坐高が短い箱型の体形であり、鎌倉後期から南北朝期以降に見られる様式である。南北朝期の特徴である像内に像心束、前後束を残す珍しい構造である。</p> <p>脇侍像については、高髻であること、天冠台に無文帯が見られること、条帛の端を下から出すことは鎌倉時代の様式である。また、天冠台に髪を絡ませることは鎌倉時代後期の様式である。</p> <p>この三尊像は隣接する平塩熊野神社境内にあった「阿弥陀堂」にあったといわれ、熊野権現の本地仏であったと考えられる。さらに本像の遺る平塩寺は鎌倉時代に醍醐寺の勢力によって開基されたと考えられ、真言宗醍醐寺ゆかりの寺院の遺品としての歴史的価値を有するものである。</p>		
指定の意義	<p>この三尊像は、鎌倉時代後期から南北朝時代（14世紀前半頃）に制作されたものと思われ、その優れた作風から中央の仏師の制作によるものと思われる。当時の仏像の構造的特徴をよく伝えるものであり、仏像の技法史上も重要なものである。</p> <p>さらに本像の遺る平塩寺は鎌倉時代に醍醐寺の勢力によって開基されたと考えられ、鎌倉時代の当地における真言宗醍醐寺ゆかりの寺院の遺品としての歴史的価値を有するものである。これらの点から県指定する意義のある作品である。</p>		



1 平塩寺 中尊 阿弥陀如来坐像





2 右脇侍菩薩立像 正面





3 左脇侍菩薩立像 正面



○山形県指定有形文化財指定基準

昭和51年9月3日山形県教育委員会告示第12号

山形県指定有形文化財指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

山形県指定有形文化財指定基準（昭和31年3月県教育委員会告示第3号）の全部を改正する。

絵画、彫刻の部

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 2 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義あるもの

工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 2 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は宸（しん）翰（かん）、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法（ほう）帖（じょう）等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 2 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 3 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 4 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

建造物の部

建築物（社寺、城郭（かく）、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁（りょう）、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨（ず）子、仏壇（だん）等で建築技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- （1）意匠的に優秀なもの
- （2）技術的に優秀なもの
- （3）歴史的価値の高いもの
- （4）学術的価値の高いもの
- （5）流派的又は地方的特色において顕著なもの

第2章 県指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。